

従来型多床室料金表【短期入所生活介護】

◆基本料

※介護保険報酬改正による令和6年4月1日以降の基本料です。

(単位:円)

要介護区分	負担段階	施設介護サービス費(1割負担分)	居住費	食費	1日の負担額
		(1日)	(1日)	(1日)	
要介護1	第1段階	636	0	300	936
	第2段階		430	600	1,666
	第3段階①		430	1,000	2,066
	第3段階②		430	1,300	2,366
	第4段階		890	1,445	2,335
要介護2	第1段階	709	0	300	1,009
	第2段階		430	600	1,739
	第3段階①		430	1,000	2,139
	第3段階②		430	1,300	2,439
	第4段階		890	1,445	3,044
要介護3	第1段階	786	0	300	1,086
	第2段階		430	600	1,816
	第3段階①		430	1,000	2,216
	第3段階②		430	1,300	2,516
	第4段階		890	1,445	3,121
要介護4	第1段階	860	0	300	1,160
	第2段階		430	600	1,890
	第3段階①		430	1,000	2,290
	第3段階②		430	1,300	2,590
	第4段階		890	1,445	3,195
要介護5	第1段階	933	0	300	1,233
	第2段階		430	600	1,963
	第3段階①		430	1,000	2,363
	第3段階②		430	1,300	2,663
	第4段階		890	1,445	3,268

※第4段階の方の食費は 朝食 480円 昼食 480円 夕食 485円 となります。

◆加算

※加算は条件が整った場合に算定します。職員の配置状況により変更される場合があります。

加算名	内容(概要)	単位数	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して支給される加算。	所定単位数の11.3%	
看護体制加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する場合に算定する。	4	1日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士を一定(60/100)以上配置し、指定介護福祉サービスを行った場合に算定する。	22	1日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。	18	1日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護・介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	6	1日
送迎加算	送迎が必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合算定。	184	片道

緊急短期入所受入加算	計画的に行うことになっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合、受入日から起算して7日を限度として算定。	90	1日
在宅中重度者受入加算	当該利用者が、在宅時に利用していた訪問介護事業所に健康上の管理を行わせた場合に算定する。	421~425	1日
個別機能訓練加算	利用者に対して、機能訓練を行っている場合に算定する。	56	1日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	専門的な認知症ケアを行った場合算定する。	(Ⅰ)3 (Ⅱ)4	1日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する場合に算定する。	18	1日
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供し、管理栄養士又は栄養士により管理され、適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合に算定する。	8	1回 (1日3回まで)

※1単位は10.55円

◆その他のサービスにかかる費用(自費サービス)

サービス名	内容	料金
外出支援サービス	外出時に施設職員が付き添いを行います。	750円/30分
送迎サービス	外出、外泊及び医療機関への受診の際、社用車にて送迎を行います。 ※施設より片道10km以内とします。これ以上の場合にご相談ください。	1,300円/1回・片道
理美容サービス	美容師が出張し、理美容サービスを行います。	実費
複写物の作成	施設サービスの記録等ご希望がある場合に複写物を作成し交付します。	(1枚につき) 10円/A4白黒 80円/A3白黒 50円/A4カラー
特別食の提供	外食、注文食等ご希望がある場合対応します。(食事内容の制限がある場合等は要相談。)	実費

◆その他の費用

サービス名	内容	料金
レクリエーション・行事等に係る費用	レクリエーション、各種趣味の教室、行事等に係る材料費など	実費
日常生活用品費	・施設指定以外の物品や食品を必要とする場合 ・ご入居者本人の希望により物品や食品を購入する場合	実費